

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

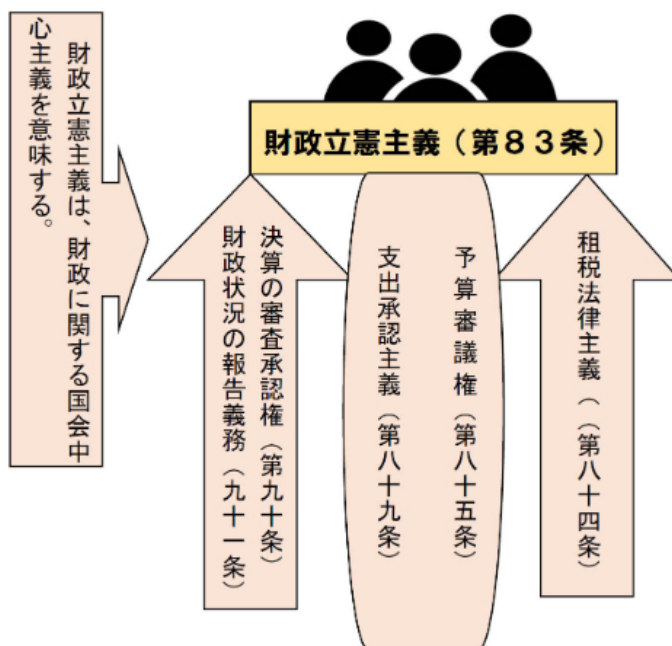
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (3)



日本国憲法第八十五条 【 国費の支出及び国の債務負担 】
国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを要とする。

概要説明

本条は、財政民主主義(第83条)を歳出(支出)面から具体化した規定です。国のお金をどう使うかは、財政処理の中核ですから、国費の支出は国会の議決に基づくことを要求しています。この議決は、予算の議決という形式で行なわれます。

国費の支出とは、国庫に属するすべての金銭の支出を言います。したがって、国のお金の使い道や国が借金したりするときは、国会の議決が必要です。つまり、政府が勝手にお金を使ったり、借金をしたりすることはできません。なお、「国が債務を負担する」行為には、国費を支出する損失補償や公債(国債)の発行なども含まれます。

日本国の借金(国債)の残高は、850兆円を超え、1000兆円に近付きつつあります。国民一人当たり、800万円以上の借金を抱えている状況です。

語句説明

- ①国 債・・・国が支払う経費。
- ②債 務・・・特定の相手に対して金銭を支払うべき法的義務。借金を返す義務。

PDF版

県庁に関する詳細なパンフレットや、近年は増加している無償会員登録の申し込みはこちらにはありません。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.